個人情報保護に関する特約条項

（定義）

第１条　本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人情報　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。

（２）　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。

（個人情報の収集、保管及び利用）

第２条　乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、甲の指定する範囲内で個人情報（特定個人情報を除く。）の収集、保管及び利用をすることができる。

２　乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、番号利用法に規定する範囲のうち、甲が指定する範囲内で、当該業務を行うために必要な限度において特定個人情報を収集、保管及び利用をすることができる。

（責務）

第３条　乙は、個人情報の収集、保管及び利用に当たって、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため、個人情報を取り扱うに当たっては、取り扱う従業者を明確化するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために次条以下の必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持）

第４条　乙は、乙の職員等に対し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、その職を退いた後も同様とすることを徹底するとともに、退職時には退職者に対して改めて、同様の指導をしなければならない。

（取扱場所）

第５条　乙は、甲の同意を得た場所においてのみ、個人情報を取り扱うものとし、当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第６条　乙は、甲の同意を得なければ、個人情報（特定個人情報を除く。）について、業務の範囲を超える利用及び第三者への提供をしてはならない。

２　乙は、特定個人情報について、業務の範囲を超えた利用及び番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除いた第三者への提供をしてはならない。

（再委託の制限）

第７条　乙は、個人情報に関する業務を乙以外の者へ再委託してはならない。ただし、当該業務の一部について、やむを得ず第三者に再委託するときは、あらかじめ再委託する内容を甲と協議し、甲の許諾を得なければならない。また、甲の許諾を得た場合においては、乙は当該第三者（以下「再委託先」という。）を監督する義務を負うとともに、再委託先に対してもこの個人情報保護に関する特約条項を遵守させなければならない。

２　乙は、前項ただし書の規定により、再委託しようとするときは、乙と再委託先の間で取り交わす

契約書等これに類する書類に次に掲げる事項を明記しなければならない。

一　再委託先が乙から受託した業務の一部について、やむを得ず第三者に再々委託するときは、あらかじめ再々委託する内容を乙に通知し、乙を通して甲の許諾を得なければならないこと。

二　個人情報の管理状況について、必要に応じて甲の指定した職員が立入調査をすること又は報告を求めることができること。

三　前２号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する事項

３　乙は、前項に規定する書類の写しを速やかに甲に提出しなければならない。

４　前３項の規定は、再委託先の再々委託に関する取扱いについて、準用する。また、再々委託以降の全ての段階における委託においても同様とする。

（複写及び複製等の禁止）

第８条　乙は、本業務以外に個人情報の複写、複製及び加工をしてはならない。

（提供資料の返還義務等）

第９条　乙は、甲より提供される個人情報に関する資料を、本業務で使用後速やかに返還しなければならない。

２　乙は、本業務において甲から提供された個人情報の複写、複製又は加工を行った場合は、当該個人情報を業務終了後又は指定された保存期間が経過した場合は、速やかに返還しなければならない。ただし、当該個人情報の記録形態等により返還することが困難な場合は、あらかじめ当該個人情報の取扱いについて甲と協議し、甲の承認を得た上で、外部に漏えいすることのないよう適切な方法により速やかに廃棄又は消去等の処理をし、廃棄方法、日時等を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

３　業務委託上使用する個人情報の受渡しについて、甲乙双方で管理簿に記録しなければならない。

（個人情報の管理方法の指定）

第 10 条　乙は、個人情報の管理の適正を期するため、甲の指定する管理方法をとらなければならない。

（立入調査等）

第 11 条　甲は、個人情報の管理の適正を期するため、必要に応じて乙の管理状況を立入調査することができる。

２　前項に規定するもののほか、甲は、乙の従業者に対する監督、教育、契約内容等の遵守状況について、報告を求めることができる。

（事故発生時における報告）

第 12 条　乙は、乙の管理する個人情報に紛失、破損、改ざん、漏えい、システム異常等が発生した場合は、速やかに甲へ報告するとともに、事故発生及び処理報告書を甲へ提出しなければならない。

（受託者名の公表措置及び損害賠償義務）

第 13 条　甲は、乙が個人情報の保護に関する事項について、違反し、又は怠った場合は、当該事実を公表できるものとし、乙の当該違反又は懈怠（けたい）に起因する損害について、乙は、その賠償の責任を負う。

（その他）

第 14 条　この特約条項に定めのない事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。